

2保予第4087号
令和3年1月7日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部 保健所保健予防課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件】

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

1 業務の概要

令和2年12月に予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、厚生労働大臣の指示により、市町村が主体となって実施することが求められている。

市町村は、ワクチンの接種の実施に当たり、庁内体制整備、予防接種台帳システム等のシステム改修、接種券等の印刷・郵送準備、接種の実施体制の確保及び相談体制の確保等の業務を行う必要がある。

これらの業務を迅速に進めるため、本市では上記業務のうち接種券等の印刷・郵送業務を民間事業者に委託することを検討している。

具体的な流れは以下のとおり。

- (1) 新型コロナワクチンの供給が可能となった場合、本市は速やかに対象者の住民情報を健康管理システム「健康かるて」（当課が予防接種業務のため使用する保健情報システムであり、このシステムから住民基本台帳にアクセスできる。）から抽出し、そのデータを受託者にLGWAN（※1）環境下で送付する。

なお、ワクチン接種は、国が定める優先順位等に基づいて段階的に実施されるため、受託者に対する個人情報の提供も、これに合わせて複数回に分けて行うが、最終的には全市民の個人情報をオンライン結合により提供する。

- (2) 受託者は、接種券面に必要な情報を印字後に、接種券、送付状等を封入封緘し、対象者へ送付する。
- (3) 対象者が実施医療機関等に接種券を持参し、ワクチンを接種する。

今回、上記(1)において、当課が保有する対象者（全市民）の個人情報、受託者にオンライン結合することについて、お諮りするものである。

※1 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

2 オンライン結合により提供する個人情報

全市民の住所、氏名、性別、生年月日、宛名番号

3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

ワクチンの接種時期については国の定める優先順位等に基づき段階的に実施するものの、全市民が対象者となる。

仮に、本市が接種券等の印刷・郵送準備業務を外部委託せずに自ら行う場合、接種券等の特殊印刷物を短時間で大量に印刷できる機器を保有していないため、印刷に多大な時間を要する。また、封入封緘を行う機器も有していないため職員が手作業で行うこととなり、多大な時間と労力を要するうえ、ヒューマンエラーによるミスが生じる可能性が高い。

受託者に対して紙により提供した場合も同様に、接種券への印字に多大な時間を要するとともに、手入力によるヒューマンエラーが生じる可能性が高い。

ワクチンの接種券を迅速かつ確実に対象者に送付するためには、機器等やノウハウを有する専門業者に当該業務を委託したうえで、受託者に対する情報の提供をオンライン結合により行う必要がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

受託者は、プライバシーマーク（※2）の付与認定を受けている事業者であり、個人情報について情報管理に関する社内体制や規程類が整備されている。本業務で使用するデータ類の保管についても、当該業務に関係する職員以外はアクセスできない状況下におかれることとなる。

契約書においても、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置に関する条項を記載し、措置の実行を義務付ける予定である。

また、受託者への対象者情報の提供に関しては、前述のLGWANのネットワークを利用し、外部からのアクセスが遮断された閉鎖的な環境下で行う予定である。

さらに、受託者は、本市がこれまで風しん抗体検査に係るクーポン券発行等業務や国民健康保険証発行等業務を委託してきた事業者であり、近隣自治体からの多くの受託実績もある中で、個人情報漏洩等の事故を発生させたことはない。

以上のことから、当該オンライン結合により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

※2 プライバシーマーク：プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

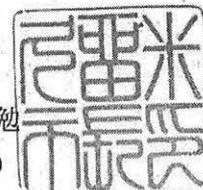
5 実施時期

令和3年2月以降で年度内の見込み

2 民市第 3 1 0 3 号
令和 3 年 1 月 5 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 項）について

【諮問案件】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4項）について

諮問機関：市民文化部市民課
利用機関：協働推進部広聴・相談課

1 業務の概要

本市においては、外国人住民相談・支援事業の一環として令和2年8月に外国人向けの公的な相談窓口「外国人相談窓口」を設置した。

当窓口設置に際しては、広報くるめや市ホームページに情報を掲出し周知を図ったが、広報くるめは、原則自治会に加入している世帯にしか配布されないこと、日本語学校の生徒や外国人技能実習生からの聞き取りによれば市のホームページは見えていないという意見が多かったこと等から外国人住民に当該情報が届いていないことが考えられる。

そこで、外国人住民への周知徹底を図るため、個別に案内を送付することとし、併せて、外国人住民を対象としたアンケート調査を実施することとした。個別に案内を送付することにより、日常生活で困った時の一元的及び公的な相談窓口に関する情報提供を確実に行うことができる。また、個別のアンケートを実施することにより、外国人住民の現状や意向、ニーズを把握し、その調査結果を基に、より効果的な外国人相談・支援事業のあり方を検討することが可能となる。

このような個別の案内送付とアンケート調査を実施するため、市民文化部市民課が保有する、世帯主となっている外国人の住民基本台帳の情報を、協働推進部広聴・相談課が目的外利用することについてお諮りするものである。

2 目的外利用する個人情報

世帯主は日本人で、外国人は世帯員として在住している場合には、世帯主から日常生活に必要な情報が得られると考えられるため、今回の周知及び調査対象としない。

一方、外国人を世帯主とする世帯の場合は、外国人のみで構成されている世帯や世帯主と子で構成される世帯が多いため、日本語で発信されている情報から、日常生活に必要なものを十分に得られているとは考えにくい。

このため、周知及びアンケート調査の対象は、外国人を世帯主とする世帯とする。

したがって、目的外利用しようとする個人情報は、世帯主となっている外国人の住民基本台帳情報のうち、英字氏名、漢字氏名、通称、生年月日、性別、郵便番号、住所及び小学校区である。

3 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

前述のとおり、広報くるめや市ホームページでは、十分な周知が図られているとはいえない。

また、今回の周知及びアンケート調査について、外国人相談窓口を訪れる外国人住民を対象者とするとも考えられるが、外国人相談窓口への相談は、経済的に困窮している人からの社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度に関するものが9割を占めており、相談内容に偏りが見られる。今後の外国人住民相談・支援事業を効果的かつ公平・公正なものとするためには、外国人住民の意向やニーズを、偏りなく、かつ幅広く聴取する必要があるが、外国人相談窓口に来訪した相談者に対してアンケートを実施したとしても、意向やニーズが偏ったものとなる可能性が高い。

加えて、外国人相談窓口に来訪していない外国人や、自ら支援を求める声を上げていない外国人の中に、真に支援を必要としている人がいることも考えられ、行政のほうから積極的にアプローチして情報を提供し、支援を求める声を吸い上げる必要もある。

これらのことから、住民基本台帳に係る情報を外国人住民向けの公的な窓口設置の周知やアンケート調査に利用することは、公益上の必要性があると考えられる。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（条例第9条第4項本文）は、アンケート依頼文に住民基本台帳に係る情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

4 実施時期（目的外利用する時期）

審議会答申後